

川辺町建設工事等指名競争入札参加者選定要領の運用基準について

川辺町建設工事等指名競争入札参加者選定にかかる基準を、平成 28 年度以降下記のとおり運用します。

記

1 指名しない場合

- (1) 次に該当する場合は、指名しないこと。ただし、③については、緊急の必要により競争に付することができない場合において行われる随意契約の場合を除く。
 - ① 川辺町建設工事請負契約等に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止期間中であること。
 - ② 警察当局から、川辺町に対し、建設工事入札参加資格者に関し、次の情報を得たとき。
 - ア 経営者等（法人の場合は、法人の非常勤役員を含む役員並びに支配人及び営業所の代表者を、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。）が暴力団員であること。
 - イ 不正に暴力団員を利用したことがあること。
 - ウ 不正に暴力団員に対し財産上の利益を与えたことがあること。
 - ③ 以下に定める届出の義務を履行していない場合。（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、改善されるまでの間、指名しないこと。
 - ① 町発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不相当であると認められる場合。
 - ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に対する措置要求に請負者が従わないこと等、請負契約の履行が不誠実であること。
 - イ 一括下請け、下請け代金の支払い遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関からの情報により請負者の下請け契約関係が不適切であることが明確であること。
 - ② 町発注工事について、安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められる場合。
 - ③ 賃金不払いに関する労働基準監督署等からの通報が町に対してあり、当該状態が継

続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められる場合。

- ④ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全である場合。

2 勘案又は尊重する項目

(1) 地理的条件

川辺町内における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを勘案すること。

(2) 手持ち工事

工事の手持ち状況から見て、当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。

(3) 工事経歴

当該工事と同種工事について、相当の実績があること。

(4) 技術者

発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められるかどうかを勘案すること。

(5) 工事成績

① 川辺町建設工事成績評定試行要領で規定する評定（以下「工事成績」という。）が優良であるかどうかを勘案すること。

② 町発注工事の前年の工事成績の平均が80点以上あること等、工事の成績が特に優良である場合は尊重すること。

(6) 安全管理の状況

① 安全管理の状況が優良であるかどうかを勘案すること。

② 町発注工事について過去2年間に死亡者の発生がないこと等、安全管理の状況が特に優良である場合は尊重すること。

(7) 地域社会への貢献度

地域社会へ貢献している場合は尊重すること。

(8) 福祉社会への対応

障がい者の雇用や子育て支援に対応している場合は尊重すること。